

平成 28 年 10 月 14 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）」の投資対象である円建ての外国投資信託の名称を変更いたしました。
つきましては、約款変更をいたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。
なお、本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。
本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 対象ファンド
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）
- 約款変更日
平成 28 年 10 月 14 日
- 変更理由
運用の効率化をはかるため投資対象とする円建ての外国投資信託の統合およびシェアクラス化が行われたことに伴い、名称が変更されたためです。
- 変更内容（投資対象外国投資信託の名称変更）

変更後	変更前
ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド JPY	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y</u> および証券投資信託である短期資産マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（M B S）、資産担保証券（A B S）等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド</u> および証券投資信託である短期資産マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（M B S）、資産担保証券（A B S）等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y</u> および証券投資信託である短期資産マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド</u> および証券投資信託である短期資産マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>② (略)</p>

以上